

加古川流域懇談会 情報公開方針

加古川流域懇談会規約第6条に基づく、情報公開の方法について以下のように定める。これに定めのない事項については、懇談会で定める。

1. 会議の一般への開催案内

- ・会議の一般への開催案内の方法は、下記によるものとする。

(1) 記者発表

開催のお知らせについて記者発表を行う。

(2) 姫路河川国道事務所のホームページ

記者発表と同様の内容について、事務所ホームページに掲載する。

2. 一般傍聴者について

- ・対面にて傍聴を希望する方は、事前申し込み不要とし、懇談会当日に会場にて受け付けるものとする。ただし、会場の関係から先着30名とする。Webでの傍聴を希望する方は、Microsoft社のTeamsでのみ参加を受け付けるものとする。ただし、懇談会のスムーズな進行の（映像・音声途切れしないようにする）ため申込順100名とする。
- ・一般傍聴者の審議時の発言は、原則認めないものとする。なお、審議終了後の発言機会の取扱いについては、座長の判断による。

3. 審議結果の公表

- ・会議配布資料等は、事務所ホームページにて公表する。
- ・議事録の概要（発言要旨）については、出席委員の確認を得て事務所ホームページにて公表する。

以上